

## ●香川県監査委員公表第32号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成26年10月28日

香川県監査委員 林 熱  
同 鍋 嶋 明 人  
同 山 田 正 芳  
同 十 河 直

- 1 監査対象部局 商工労働部
- 2 監査対象年度 平成25年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>ア 収入について 生産物の売払収入について、前納により収入すべきところ、生産物引渡しの6か月後に収入調定がなされ、後納されていた。（栗林公園観光事務所）</p> <p>イ 支出について (ア) 物品購入伺が作成されていないものがあった。また、購入物品の規格、単価等の記載がないものがあった。（栗林公園観光事務所） (イ) 県外旅費、外国旅費について、旅行の完了した日から支払日まで数か月経過しているものが散見された。 また、県外旅費の精算に当たり、駐車場料金の領収書が添付されていないものがあった。（観光交流局）</p> <p>ウ 契約について (ア) 庭園コンサート開催に係る業務委託契約について、契約締結後10か月以上経過しているにもかかわらず、支出負担行為がなされていなかつた。（栗林公園観光事務所）</p>	<p>ア 収入について 本件の性質上、前納は困難なため、出納局と協議の上、香川県会計規則第25条第1項に規定する特に定める場合として、香川県会計事務処理要綱第4条第42項に追加し、今後は後納で対応するようにした。</p> <p>イ 支出について (ア) 物品を購入する際は、必ず物品購入伺を作成するよう職員に対して周知を行うとともに、記載の仕方についても再度説明を行った。 (イ) 出張報告は、旅行終了後速やかに行い、領収書等は必ず添付するように周知するとともに、定期的にチェックするようにした。</p> <p>ウ 契約について (ア) 執行伺において契約締結をすべきところ別起案にて契約締結を行っていたため、直ちに支出負担行為を行つた。 今後、同じ間違いがないよう職員に周知するとともに、決裁ルートに別の職員を置き、チェック体</p>

	<p>(イ) 業務委託契約書について、請負に関する契約書であるにもかかわらず、収入印紙が貼付されていなかった。 (高等技術学校)</p> <p>エ 物品について</p> <p>(ア) 郵便切手受払簿に記帳漏れがあった。また、郵便切手受払簿及び駐車場券受払簿に物品出納命令者と出納員の押印漏れがあった。</p> <p>(産業技術センター)</p> <p>(イ) 貸付物品について、契約書に定める貸付期間終了前に物品の返納を受けていたが、当該契約を解除していなかった。</p> <p>また、貸付元と貸付先の代表者が同一であり、双方代理となっていた。 (栗林公園観光事務所)</p>	<p>制の強化を図ることとした。</p> <p>(イ) 受託者に連絡し、直ちに収入印紙を貼付させた。</p> <p>また、職員に対しては、印紙税法について改めて周知し、再発の防止に努めることとした。</p> <p>エ 物品について</p> <p>(ア) 直ちに郵便切手受払簿に記帳した。また、郵便切手受払簿及び駐車場券受払簿に物品出納命令者と出納員が押印した。</p> <p>再発防止のため、毎月末に、2名の職員がこれらの受払簿の記載内容及び押印の有無の確認を行うこととした。</p> <p>(イ) 新たに貸付元の所長と貸付先の団体の本部代表者との間で貸付契約を締結するとともに、従前の貸付契約を解約した。</p>
--	--	---